

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和2年2月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】 2
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 3
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 6

北九州市告示第41号

令和2年2月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和2年2月25日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第42号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局 霧ヶ丘店	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目13番23号	令和2年2月1日
サンキュー薬局陣山店	北九州市八幡西区陣山二丁目6番2号	令和2年2月1日

北九州市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
4048	湯川新町20号線	前	小倉南区湯川新町二丁目41 7番8地先から 小倉南区湯川新町二丁目42 2番5地先まで	3.1	7.1
		後	小倉南区湯川新町二丁目41 7番9地先から 小倉南区湯川新町二丁目42 2番5地先まで	1.0	7.1

北九州市公告第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年2月18日

北九州市長 北橋健治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字新道寺96番3	北九州市小倉南区大字木下1148番地 古田賢典

北九州市公営競技局管理規程第1号

北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

北九州市公営競技局長 上野 孝司

北九州市公営競技局会計規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局会計規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項第2号中「ボートレースの場外発売」を「競輪又はボートレースの場外発売」に改め、「当該」の次に「競輪又は」を加える。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。